

(平成 30 年度)

庁外アクセス用 Windows 端末及び通信サービス使用 契約に係る入札説明書

(内 訳)

入 札 説 明 書

別紙 1 契約書(案)

別紙 2 仕様書

別紙 3 質問書

別紙 4 入札参加資格登録申請書等

別紙 5 入札保証金説明書

別紙 6 入札書及び委任状

別紙 7 入札関係スケジュール

留意事項

- ① 質問事項がある場合は、別紙 3「質問書」にて平成 30 年 7 月 10 日(火)午後 5 時までに沖縄県企画部総合情報政策課行政ネットワーク整備班あて提出して下さい。
- ② 質問事項への回答については、平成 30 年 7 月 13 日(金)午後 5 時までに沖縄県ホームページに掲載します。
掲載期間は、平成 30 年 7 月 23 日(月)午後 5 時までとします。

<問い合わせ先>

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県企画部総合情報政策課
行政ネットワーク整備班
電話番号 098-866-2036

- 1 入札に付する事項 庁外アクセス用 Windows 端末及び通信サービス使用契約
 - (1) 契約方法
一般競争入札とする（契約書案は別紙 1 のとおり）。
 - (2) 使用期間
平成 30 年 9 月 1 日から平成 34 年 8 月 31 日まで
 - (3) 納入場所
別紙 2 「仕様書」による。
 - (4) 納入内容
別紙 2 「仕様書」による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成 30 年 6 月 29 日付け庁外アクセス用 Windows 端末及び通信サービス使用契約に係る一般競争入札の公告による一般競争入札参加資格を有すると認められた者とする。
- 3 入札参加資格登録申請等に必要な書類
別紙 4 「一般競争入札参加資格登録申請書等」による。
- 4 入札保証金に関する事項
別紙 5 「入札保証金説明書」による。
- 5 入札金額及び落札金額について
 - (1) 入札金額について
入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 落札金額について
入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
- 6 入札書の提出方法
入札書は、郵送による場合を除き、8 の日時及び場所へ直接持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成 30 年 8 月 8 日（水曜日）午前 11 時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎 14 階企画部総合情報政策課に提出すること。
- 7 入札書及び委任状の様式について
別紙 6 「入札書及び委任状」のとおり。
- 8 入札執行の日時及び場所
平成 30 年 8 月 8 日（水）午後 2 時 沖縄県庁 14 階総合情報政策課 0A 研修室
- 9 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札（入札保証金説明書参照）

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。
なお、入札回数は3回（1度目の入札を含む）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

11 入札執行人及び立会人

沖縄県企画部総合情報政策課職員

12 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 沖縄県企画部総合情報政策課行政ネットワーク整備班

所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2036

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

※ 「過去2年の間」とは、本件入札実施日を基準として過去2年間である。したがって、契約締結日が平成28年8月8日以降であり、全契約期間が満了しているものが対象となる。長期間にわたる契約で、一部期間のみ満了しているもの等は対象とならない。

※ 落札者が支社等の場合、当該支社が締結した契約のみが対象となる。

15 再委託の制限について

県から委託を受けた業務を再委託※する際は、再委託をする 10 日前までに申請書を提出し、承認を受ける必要があるため留意すること。

再委託が可能な業務の範囲や金額、委託先等については制限があるため、契約書案及び仕様書を確認すること。

※ 「再委託」とは、契約の履行にあたり、履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）または請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言う。

委託用務の全部又は一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、再委託に該当するため、発注前の申請手続きが必要である。

なお、物品納入契約の履行に必要な物品の仕入れ、製造・請負契約の履行に必要な原材料・資機材等の買入れ又は借入れは、再委託に該当しない。